広島市告示第　442　号
令 和 8 年 10 月 2 日

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治３２年法律第９３号）第９条の規定に基づき、次のとおり告示する。

広島市南福祉事務所長　力善 安希乃

１　本籍、住所、氏名及び生年月日
本　　籍：不詳
住　　所：広島県広島市南区金屋町１番９号西村ビル３０２号室
氏　　名：自称　安田　久美
生年月日：自称　昭和１３年1月１２日

２　性別及び年齢
女性、７０代～８０代

３　死亡人の特徴
身長１４５センチメートル、推定体重３５キログラム、下腹部に長さ約１４．５ｃｍの手術痕あり
上衣：タンクトップ、下衣：長ズボン、ショーツ

４　所持金
現金１８１万９８３４円

５　状況、死亡年月日及び死因
令和６年９月２２日、広島県広島市南区金屋町１番９号西村ビル２階共用廊下において、胡坐をかいて座った状態から前のめりになった姿勢で腐敗した状態を発見された。
死亡年月日は令和６年９月中旬頃と推定される。また、死因は不詳の病死である。

６　死体の措置
株式会社アーバンハウスセレモニーにおいて火葬の後、広島県広島市南区役所別館に安置している。

以上のとおり、行旅死亡人を取り扱ったので、心当たりの方は南福祉事務所まで申し出てください。